

## 西村あさひ法律事務所

## 届出事項の不提出又は提出遅延に対する証券取引委員会の罰金軽減措置について

アジアニューズレター

2023年5月17日号

執筆者:

E-mail✉ [佐藤 正孝](mailto:masahiro@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [ミシェル・ヴィラリカ](mailto:michelle@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [ステフィ・サリス](mailto:steph@nishimura-asahi.com)

## 届出事項の不提出又は提出遅延に対する証券取引委員会の罰金軽減措置について

証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)に登録される企業は、現行規則の下で一定の届出要件の遵守が義務付けられ、所定の期間内にかかる要件を遵守しない場合、違反状況に応じて 5,000 ペソから 10,000 ペソの罰金を科され、又は義務を怠っていると認定され、最終的に SEC への登録抹消や交付された免許が取り消されるなどの制裁を課されます。

上記届出要件の遵守を促進するため、SEC は、2023 年 3 月 16 日に通達第 2-2023 号(以下「当該通達」といいます。)に基づき、直近及び過年度の届出事項の不提出及び提出遅延につき、罰金額が未決定であるもの又は決定済みであるが未納のものについて、罰金軽減措置を設けました。対象となるのは、下記の届出事項です。

- (i) 企業基本情報(以下「GIS」といいます。)
- (ii) 年次財務諸表(以下「AFS」といいます。)(必要な添付書面についての罰金が含まれます。)
- (iii) SEC 通達第 28-2020 号<sup>1</sup>

全ての企業、支店、駐在員事務所、地域拠点、地域営業拠点及び財団は、当該通達に基づき下記の罰金軽減措置(以下「基本罰金軽減額」といいます。)を利用することができます。

違反行為	罰金
GIS 不提出又は提出遅延	5,000 ペソ(GIS、AFS 及びこれらの添付書面の不提出・提出遅延に係る <b>全ての</b> 違反を含む。)
AFS 不提出又は提出遅延	
通達第 28-2020 号	罰金 10,000 ペソは <b>免除</b>

通達第 28-2020 号の不遵守に関連する基本罰金軽減額は、社団、組合その他 SEC の管轄・管理下に置かれる者も利用することができます。

基本罰金軽減額を利用するには、(i) 基本罰金軽減額の支払日から 90 日以内に、当該通達第 3 条に記載される一連の必要書類<sup>2</sup>を不備なく提出し、(ii) SEC 通達第 28 号提出用のオンラインポータル<sup>3</sup>を通じて通達第 28-2020 号に基づく要件(公式電子メールアドレス及び携帯電話番号の登録)を遵守し、(iii) SEC の電子申告・提出ツール(以下「eFAST」といいます。)<sup>4</sup>を通じてオンライン関心表明フォーム(以下「EOI」といいます。)を提出し、(iv) 所定の基本罰金軽減額を納付し、(v) 認証済みの罰金軽減

<sup>1</sup> この通達は、SEC 管轄下の全ての企業に対し、公式電子メールアドレス及び携帯電話番号を備えることを要件として定めています。

<sup>2</sup> 2023 年 4 月 25 日に SEC 通達 2023 年第 6 号が発行され、当該通達の当初の要件が修正されました。

<sup>3</sup> 参照リンク: <https://apps010.sec.gov.ph/> (2023 年 4 月 5 日時点)

<sup>4</sup> 参照リンク: <https://cifss-ost.sec.gov.ph/> (2023 年 4 月 5 日時点)

措置申請書<sup>5</sup>を提出しなければなりません。

SECにより業務停止若しくは免許取消の措置を受け、又はかかる措置の解除を申請した企業には、下記の罰金軽減額(以下「特別罰金軽減額」といいます。)が適用されます。

違反行為	罰金
GIS 不提出又は提出遅延	決定した罰金額の 50% (GIS、AFS 及びこれらの添付書面の不提出・提出遅延に係る <b>全ての</b> 違反を含む。)
AFS 不提出又は提出遅延	
通達第 28-2020 号	罰金 10,000 ペソは <b>免除</b>

特別罰金軽減額を利用するには、(i) 申請・申立料を納付し、業務停止・登録証取消の解除申立てに係る手続を適式に行い、(ii) SEC 通達第 28 号提出用のオンラインポータルを通じて通達第 28-2020 号に基づく要件(公式電子メールアドレス及び携帯電話番号の登録)を遵守し、(iii) eFAST を通じて EOI を提出し、(iv) 適用される特別罰金軽減額を支払い、(v) 認証済みの罰金軽減措置申請書を提出し、(vi) 特別罰金軽減額の支払日から 90 日以内に、当該通達第 3 条に記載される一連の必要書類を不備なく提出しなければなりません<sup>6</sup>。

下記の企業は、当該通達に基づく罰金軽減措置を利用することができません。


1. フィリピン証券取引所(以下「PSE」といいます。)に株式を上場している企業
2. PSE に株式が登録されているが上場していない企業
3. 公開会社<sup>7</sup>とみなされる企業
4. 社内紛争を抱える企業
5. GIS を巡る紛争を抱える企業
6. 証券規制法第 17.2 条の対象となる企業

罰金軽減措置申請書の提出期限及び申請料の納付期限は、2023 年 6 月 30 日です。申請しない場合、SEC 所定の罰金・制裁が課されることとなります。2023 年 6 月 30 日以降は、罰金軽減措置の申請を行うことはできなくなります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>5</sup> 当該通達により提出すべきその他の証拠文書にご留意ください。

<sup>6</sup> 2023 年 4 月 25 日に SEC 通達 2023 年第 6 号が発行され、当該通達の当初の要件が修正されました。

<sup>7</sup> 証券規制法規則の第 3.1.16 号に基づき、「公開会社」とは、取引所にある種類の株式を上場している企業、又はその資産が 5,000 万ペソを超える企業であって、ある種類の株式を最低 100 株保有する株主の数が 200 を超える企業をいいます。